

テレワーク移住者向け家賃補助制度を開始

－ウィズコロナにおける地方移住を支援します－

燕市では、新婚世帯移住者及びU・Iターン者を対象に、平成30年度から家賃補助を実施してきました。このたび、テレワーク移住者を対象とした家賃補助を新たに実施します。ウィズコロナにおける地方への移住と新しい働き方を支援するとともに、燕市の暮らしやすさを体感していただくことで、定住促進を図ります。

【テレワーク移住者向け家賃補助制度の概要】

1. 受付開始：令和3年1月4日（月）から

※予算額に達し次第締切

2. 対象：以下の①～④全てに該当するテレワーカー

- ① 県外から燕市へ令和3年1月1日以降に転入した人
- ② 県外に所在する事業所に勤務し、テレワーク勤務証明書を提出すること
- ③ 住民登録日から1年以上のテレワーク勤務が見込まれること
- ④ 市の移住定住施策に協力いただける人

※申請時より1年以内に燕市に在住していた人、市税等に未納がある人、他の公的家賃助成をご利用の人等は対象外

3. 助成期間：最長24か月分（年3回に分けて交付）

4. 補助金額：（月額家賃－就業先の住宅手当等）×1/2（千円未満端数切捨）

※1か月上限15,000円、24か月分で最大36万円交付

※1か月に満たない家賃（日割家賃）と礼金、不動産取引手数料（仲介手数料）等の初期費用は対象外

※市営住宅等の公的賃貸住宅、社宅や親族所有の住宅は補助対象外

【申請方法】

1. 提出書類：交付申請書、テレワーク勤務証明書、住民票、前年度の納税証明書

2. 提出方法：地域振興課交流推進係（市役所3階③番窓口）へ提出書類を持参

※郵送不可。住民登録の日から60日以内に提出してください。



「ふるさと燕」を守ろう！

新型コロナウイルス感染症緊急対策

イレブン
7-Eleven
+

本件についてのお問い合わせ先
企画財政部 地域振興課：伊藤・板橋
電話：0256-77-8364（直通）